

海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン（概要）

日本料理に関する適切な知識及び調理技能を有する海外の外国人日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、民間団体等が自主的に認定できるよう本ガイドラインを定める。

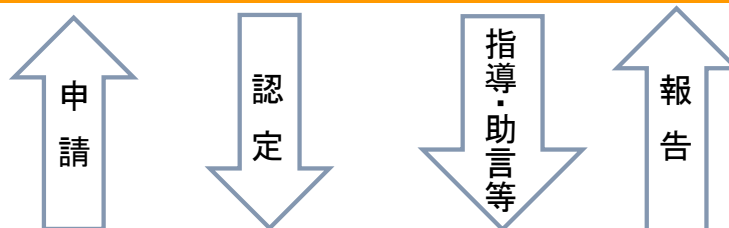
認定要件等

認定の種類	要件
ゴールド	<p>シルバーの認定を受けた者であって、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当し、認定団体が日本国内で実施する試験に合格し、本ガイドラインに定める知識及び技能を修得していると認められる者</p> <p>(1)日本国内の日本食レストラン及び日本食普及の親善大使が推薦する海外の日本食レストランにおける実務経験が合計5年以上ある者</p> <p>(2)農林水産省の委託事業又は補助事業で実施する日本料理コンテストにおける優勝者であって、当該日本料理コンテストの審査員の推薦を受けた者</p>
シルバー	<p>ブロンズの認定を受けた者であって、以下の(1)から(3)までのいずれかに該当し、認定団体が実施する試験に合格し、本ガイドラインに定める知識及び技能を修得していると認められる者</p> <p>(1)国内外の料理学校等の1年程度(150時間程度)の日本食コースにおいて、本ガイドラインに定める知識及び技能に関するカリキュラムを履修し、当該料理学校等を卒業又は修了した者 ただし、日本国内の調理師養成施設を卒業した者は、ブロンズ認定を不要とする。</p> <p>(2)日本国内の日本食レストラン及び日本食普及の親善大使が推薦する海外の日本食レストランにおける実務経験が合計2年以上ある者</p> <p>(3)農林水産省の委託事業又は補助事業で実施する日本料理コンテストにおける上位入賞者であって、当該日本料理コンテストの審査員の推薦を受けた者</p>
ブロンズ	<p>国内外の日本料理学校、民間団体等が主催する10時間程度の短期料理講習会等において、本ガイドラインに定める知識及び技能に関する講習を受講した者であって、認定団体が実施する試験に合格した者</p>

認定等のスキーム



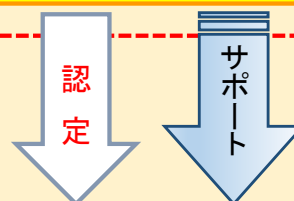
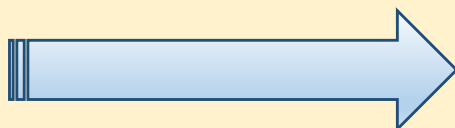
運用・管理団体(民間団体等)
【ガイドラインに基づき適切に運用・管理】



認定団体(日本料理関係団体等)

認定の種類毎に認定試験を実施し、修得すべき日本料理の知識・技能等を確認

- 日本の食文化
- 日本料理に関する衛生管理の知識、調理技能 など



・食材の情報発信、講習会の開催等の定期的なサポート



・日本料理の知識・調理技能が一定のレベルに達した者